

令和 4 年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	鹿屋運動公園外17施設		
所在地	鹿屋市向江町29番1号外		
指定管理者	名称： <u>特定非営利活動法人 かのや健康・スポーツクラブ</u> 代表者： <u>理事長 堀内 航司</u> 住所： <u>鹿屋市向江町29番1号</u> 連絡先： <u>0994-41-9988</u>		
モニタリングの実施経過	●月例報告（月例及び年度報告書） ●現地調査 ●ヒアリング調査		
担当部課 （問合せ先）	市民生活部 建設部	市民スポーツ課 都市政策課	電話0994-31-1139 内線3594 電話0994-31-1130 内線3453

【モニタリングの総合評価】

全体的に、良好な管理、運営を行っており、条例に則し、適正で公平な利用受付及び許可に努めている。

施設の利用状況については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種制限等が徐々に緩和され、利用者数及び利用料金ともに増加した。

特に、鹿屋市体育館及び鹿屋運動公園陸上競技場の利用者の増加については、体育館の空調設備設置や陸上競技場のトラック及びウオーキングコースの改修などによる利用環境向上の成果が出ているものである。

施設の安全対策については、消防訓練やAED講習の受講、緊急時対応マニュアル及び緊急連絡網の作成、職員への指導等を通して、利用者が安心して施設を活用できるよう日頃備えている。

【今後の業務改善に向けた考え方】

《指定管理者が実施・検討する事項》

- ・多くの市民に施設を利用いただくための、細かな利用調整
- ・施設内の事件・事故の防止

《施設所管課が実施・検討する事項》

- ・老朽化した施設の改修等を検討する。
- ・予約システムの導入について調査・検討する。
- ・照明のLED化等によるゼロカーボンシティかのやの実現に向けた取組みの推進。

(1)基本的な考え方（施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮）

①合目的性・公平性・効果性

- 全体的に利用者数及び利用料金は、前年度を上回っている。
- 特に、鹿屋市体育館及び鹿屋運動公園陸上競技場の利用者数の増加が顕著である。

施 設	令和4年度		令和3年度	
	利用者数	利用料金	利用者数	利用料金
鹿屋中央公園	127,127	9,612,865	105,441	7,418,515
鹿屋運動公園	50,607	376,290	39,348	377,220
西原健康運動公園	8,320	789,140	9,671	810,310
市民いこいの森運動広場	7,616	14,080	6,921	8,310
合計	193,670	10,792,375	161,381	8,614,355

- 施設の利用については、施設毎に予約のルールを定めて運用し、公平で円滑な利用許可に努めている。
- 指定管理者名、料金等の表示を各施設に行い、利用者の利便性向上に努めている。

(2)業務内容

①機能性・独創性（事業への具体的な取り組み方）

- 大会利用等に伴い時間外の早朝開館の依頼があった場合には、柔軟に対応している。
- 屋外施設の管理については、グラウンドキーパーを配置し適正な管理に努めている。
今後においても、より専門的な管理が図られるよう関係資格の取得を計画している。
- 芝管理については、仕様書に記載されている回数に留まらず、利用者からの要望や現状を判断し、適宜対応している。
- プール利用時期は、使用前後の点検や清掃、使用前の水質検査を行い、安全で衛生的なプール運営に努めている。
- 公園利用等に関する看板を設置し、安全面の確保や利便性の向上に努めている。

②責任性・実行性（施設の運営体制や組織）

- 毎月、管理職による定例会を実施するとともに、定期的に夜間担当者を含めた定例会や、各エリア単位での朝礼を行うことにより、事務の円滑化、情報共有、指示、連携を図っている。

③明瞭性・規律性（適正な事務や経理）

- 年間の業務計画・予算を作成し、計画的な業務を行っている。
- 個人情報の管理について、重要データ等を破棄する際は、シュレッダーを用いて廃棄を行うなど、情報漏洩がないよう適切に管理している。
- 会計は、会計主任及び業務主任が点検を行っている。

④安全性（安全管理・緊急時等の対応）

- 年2回避難誘導訓練を実施するとともに、プール開放前には、従事者を対象とした救命救急講習等を実施している。
- 受託者は、市民救命士のいる事業所登録をしており、毎年3名程度が普通救命講習を受講している。

⑤社会性（環境等への配慮）

- 節電、節水、裏面の活用やごみの分別など、環境に配慮した取り組みを行っている。
- 特に屋内施設は、照明点等のルールを定め、利用者にも協力を得て、不要な点灯を防ぐなど、節電の取り組みを推進している。

(3)事業収支

①経済性

- 月例報告及び年度報告書から、管理経費は効率的、効果的に使用していると評価できる。また、経理に関しては会計士による確認が行われており適正である。
- 修繕や委託等については、複数業者から見積もりを徴収し最低価格の業者に依頼するなど、管理経費の節約に努めている。
- 前年度と比較して利用者数の増加に伴い、利用料金は増加している。

(4)団体の経営状態

①経営の健全性

- 受託者は、鹿屋市からの委託料及び利用料金収入のみで施設管理業務を行っており、他に収益事業を実施していない。このことから、計画外及び緊急的な資金確保が困難なところではあるが、細かな事業計画の作成や、鹿屋市との情報共有を密に行っていること、また、財務諸表等会計関係書類及び過去の実績から、経営について問題は無いと判断する。

施 設 概 要 調 書

1 施設の概要

施設名	鹿屋運動公園外17施設		所 管 課：市民スポーツ課 都市政策課
所在地	鹿屋市向江町29番 1 号外		設置年月日：昭和45年10月10日
設置目的	市民一般の体育及びスポーツその他健康で文化的な各種行事並びに集会の用に供するため		
設置の根拠 (法令、条例等)	鹿屋市体育館条例、鹿屋市武道館条例、鹿屋市都市公園条例、鹿屋市健康ふれあい運動広場条例		
施設の概要	設備の概要	敷地面積	146,720.078㎡
		延床面積	100,274.000㎡
	事業概要	《有料》条例に基づき使用料を徴収 (1) 利用許可、不許可、取消等に関する業務 (2) 利用料金等の徴収、減免、還付等に関する業務 (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 施設の利用促進に関する業務	

2 経営分析評価指標

①事業収支	0円	④外部委託費比率	7.2%
②利用料金比率	15.9%	⑤利用者あたり管理運営コスト	349.5円/一人
③人件費比率	51.3%	⑥利用者あたり自治体負担コスト	291.2円/一人

※ 少数点第 2 位四捨五入

3 運営状況

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
開館日数	体育館・武道館・第 2 武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場・相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場 359日 ※中央公園水泳プールについては7月19日～8月31日の期間開放 ※その他の施設は閉場日の規定なし	体育館・武道館・第 2 武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場・相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場 358日 ※台風接近に伴う臨時休館（9月18日） ※上記のほか、改修工事に伴い、野球場を次の期間臨時休場とした。 1月16日～3月16日（60日間） ※中央公園水泳プールについては、8月1日～8月31日の期間開放 ※その他の施設は閉場日の規定なし。

開館時間	<p>体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場については午前8時30分～午後10時まで。</p> <p>相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場・市民いこいの森運動広場ラグビー等競技場については午前8時30分～午後5時まで。</p> <p>水泳プールについては午前9時～午後5時まで。</p> <p>その他の施設については利用時間の規程なし。</p>	<p>体育館・武道館・第2武道館・弓道場・中央公園テニス場・サッカー場兼ソフトボール場については午前8時30分～午後10時まで。</p> <p>相撲場・陸上競技場・野球場・屋内運動場・西原健康運動公園テニス場・西原健康運動公園多目的広場・市民いこいの森運動広場・市民いこいの森運動広場ラグビー等競技場については午前8時30分～午後5時まで。</p> <p>水泳プールについては午前9時～午後5時まで。</p> <p>その他の施設については利用時間の規程なし。</p>
事業開催		

4 利用実績

項目	実施計画（事業計画書より）	実施内容（実績）
貸し室等 利用回数	体育館	3,206
	武道館	1,665
	第二武道館	946
	弓道場	798
	サッカー場兼 ソフトボール場	404
	中央公園 テニス場	3,452
	相撲場	10
	プール	2,175
	野外ステージ	23
	中央公園 多目的広場	52
	ラグビー場	72
	市民いこいの森 多目的広場	156
	シャワー室	0
	健康公園 テニス場	947
	健康公園 多目的広場	26
	陸上競技場	764
	屋内運動場	295
	野球場	91
	運動公園 多目的広場	347
	計	15,429

施設利用 人数	体育館		44,566
	武道館		25,040
	第二武道館		6,816
	弓道場		6,281
	サッカー場兼 ソフトボール場		13,207
	中央公園 テニス場		23,948
	相撲場		144
	プール		3,351
	野外ステージ		3,294
	中央公園 多目的広場		480
	ラグビー場		2,692
	市民いこいの森 多目的広場		4,924
	シャワー室		0
	健康公園 テニス場		7,673
	健康公園 多目的広場		647
	陸上競技場		28,435
	屋内運動場		9,627
	野球場		5,184
運動公園 多目的広場		7,361	
計		193,670	

5 事業収支

(単位：千円)

項目	実施計画 (事業計画書より)	実施内容 (実績)		
		運動施設	公園施設	合計
貸し室等利 用収入	体育館	3,103	0	3,103
	武道館	1,072	0	1,072
	第二武道館	271	0	271
	弓道場	102	0	102
	サッカー場兼 ソフトボール場	257	0	257
	中央公園 テニス場	4,589	0	4,589
	相撲場	2	0	2
	プール	217	0	217
	野外ステージ		—	

	中央公園 多目的広場		—		
	ラグビー場		14	0	14
	市民いこいの森 多目的広場		—		
	シャワー室		0	0	0
	健康公園 テニスコート		789	0	789
	健康公園 多目的広場		—		
	陸上競技場		23	0	23
	屋内運動場		217	0	217
	野球場		136	0	136
	運動公園 多目的広場		—		
	計	9,600	10,792	0	10,792
その他料金収入					
自主事業収入					
指定管理料		50,643	52,828	3,570	56,398
その他収入		359	341	160	501
収入計（A）		60,602	63,961	3,730	67,691
人件費		33,955	32,349	2,407	34,756
修繕費		1,732	1,716	24	1,740
光熱水費		12,411	15,372	381	15,753
委託料		6,633	3,563	1,331	4,894
租税		110	4,622	0	4,622
管理費		5,761	5,181	745	5,926
支出計（B）		60,602	62,803	4,888	67,691
収支（A）－（B）		0	1,158	△1,158	0

指定管理者自己評価表

令和 5 年 5 月 31 日

指定管理者 NPO 法人 かのや健康・スポーツクラブ

施設名 鹿屋運動公園外 17 施設

確認事項		自己評価
履行確認	1 協定書、仕様書及び事業計画書に基づいた管理運営を行っているか	3・2・1
執行体制	2 人員の配置が適切であるか	3・2・1
	3 従業員に対し、業務に必要な研修や教育を適切に行っているか	3・2・1
	4 就業規則等を遵守し、雇用者の労働環境を確保しているか	3・2・1
	5 個人情報の取扱いは適切に行っているか	3・2・1
安全対策	6 危険箇所の把握及び点検を行い、利用者等の安全安心に努めているか	3・2・1
	7 防犯、防災対策等の危機管理体制は適切であるか (緊急連絡網や初動対応要領の作成等)	3・2・1
サービスの質	8 親切丁寧な接客に努めているか	3・2・1
	9 利用者からの苦情等に対し適切に対応しているか	3・2・1
	10 特定の者に有利又は不利な取扱いをしていないか	3・2・1
	11 サービス向上及び利用促進のための取組を行っているか	3・2・1
報告事項	12 利用者の満足度調査 (聞き取りを含む) 等を行っているか	3・2・1
	13 施設の破損及び異常について、速やかに対応し、市へ報告しているか	3・2・1
経営状況	14 利用者数や稼働率等は適切な水準であるか	3・2・1
	15 事業収支は妥当であるか	3・2・1
総合評価 (所感)	<p>令和 4 年 7 月より新電力会社による高圧電力供給停止に伴う電力会社の変更、電力料金の高騰及び体育館空調設備設置後の本格稼働と重なり、電気料金が倍増し資金不足に陥った。</p> <p>また、原油価格高騰に伴う燃料費、原材料費、消耗品等の値上げの影響が大きく、非常に厳しい年度であった。</p>	

【自己評価の採点基準】「3」…優 「2」…良 「1」…可

※ 総合評価 (所感) の欄には、年間を通した指定管理業務において評価できる点や改善点・反省点を踏まえた所感を記載すること。